

生援第191号

裁 決 書

審査請求人
[REDACTED]

審査請求人代理人
[REDACTED]

処分庁
[REDACTED] 福祉事務所長

平成31年■月■日付で [REDACTED] (審査請求人代理人 [REDACTED])
から提起された審査請求(令和元年度(審)第28号)について、次のとおり裁決します。

1 主 文

[REDACTED] 福祉事務所長が行った、平成31年■月■日付け保護廃止決定
処分を取り消す。

2 事案の概要

審理員意見書の別紙1「2 事案の概要」に記載のとおり。

3 審理関係人の主張の要旨

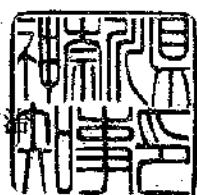
審理員意見書の別紙1「3 審理関係人の主張の要旨」に記載のとおり。

4 理 由

審理員意見書の別紙1「4 理由」に記載のとおり。

令和2年5月14日

神奈川県知事 黒岩 祐輔



審理員意見書

令和元年 12月 27日

神奈川県知事 黒岩 祐治 様

神奈川県審理員 高木 大門

神奈川県審理員 小林 文子

高木

小林

行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 42 条第 2 項の規定に基づき、審査請求人
（代理人 ■■■■■）が平成 31 年 ■月 ■日付けで提起した処分庁 ■■■■■
福祉事務所長による生活保護廃止決定処分についての審査請求（令和元年度
(審) 第 28 号）の裁決に関する意見を別紙のとおり提出する。

別紙 1において、個人名等を次のとおり呼称する。

- 1 審査請求人 ■■■■■を「請求人」という。
- 2 処分庁 ■■■■■福祉事務所長を「処分庁」という。
- 3 審査請求人の夫 ■■■■■を「参加人」という。
- 4 審査請求人の夫の ■■■■■を「参加人の ■」といふ。



別紙 1

1. 結論

本件処分は取り消されるべきである。

2. 事案の概要

(1) 事案の概要

本件は、処分庁が、平成 31 年 [月] 日付けで行った生活保護法（昭和 25 年法律第 141 号。以下「法」という。）第 26 条に基づく生活保護廃止決定処分（以下「本件処分」という。）に対し、請求人が、その取消しを求めて審査請求を行った事案である。

(2) 本件に係る法令等の規定

別紙 2 のとおり。

(3) 前提事実

当事者間に争いのない事実及び証拠上容易に認められる事実は、次のとおりである。

ア 請求人（[]）は、[] に居住し、平成 21 年 [月] 日から平成 30 年 [月] 日までの間、処分庁により法に基づく保護を実施されていた者である。

イ 参加人（[]）は、請求人の配偶者であり、上記アの間、請求人の世帯員として、処分庁により法に基づく保護を実施されていた者である。

参加人は、昭和 [年頃] に [] を発症して以降、入退院を繰り返しており、昭和 63 年以降は A 病院に継続的に入院していた。

また、参加人は、平成 21 年 3 月 [日] に、精神障害者保健福祉手帳 [級] の交付を受けて以降、同級の手帳を継続して保持しており、同手帳の有効期限は平成 31 年 3 月 31 日となっている。

なお、精神障害者保健福祉手帳 2 級に該当する一般的な能力障害の状態は、「金銭管理や計画で適切な買い物は援助なしにはできない」「家族や知人・近隣等と適切な意思伝達や協調的な対人関係づくりは援助なしにはできない」「社会手続きや一般の公共施設の利用は援助なしにはできない。」等であるとされている（精神障害者保健福祉手帳の障害等級の判定基準について（平成 7 年 9 月 12 日付け健医発第 1133 号厚生省保健医療局長通知））。

ウ 処分庁は、法第19条第4項及び委任規則第2条第4号の規定により、保護の実施機関である相模原市長から法第26条に規定する保護の停止及び廃止に関する事務等の委任を受けた者である。

エ 平成21年■月■日、処分庁は、入院予定先の病院からの情報提供により、請求人の■がかなり進行しており直ちに入院を要する状態であることを把握した。当該情報提供を受けて処分庁が作成した同日付け面接記録票には、生活保護の申請意思の確認を要する旨の記載がある。

オ 平成21年■月■日、処分庁は、参加人の■からの申請に基づき、請求人及び参加人の世帯に対する保護の要否及び程度に係る調査を開始した。

また、同日、処分庁は、同日付の参加人名義の収入申告書及び資産申告書を收受した（なお、いずれの申告書にも参加人の■の「代筆」である旨の付記がなされている。）。

加えて、同日、処分庁は、請求人及び参加人の連名の名義での資産・収入の調査等に関する同意書を收受した（ただし、請求人名義の署名部分は、参加人による代筆である旨の付記がなされている。）。

カ 平成21年■月■日、処分庁は、新規申請に伴う調査として、参加人の■に対する面接を実施した。

同調査に係る調査書の主な内容は、おおむね次のとおりである（なお、同調査書に請求人及び参加人から直接聴取した記録は記載されていない。）。

申請の経緯と理由	請求人は、非常に危険な状態で酸素吸入をしているような状態であり、参加人も、精神病の状態も会話も成り立たないほどであり、とても生育歴等が聞ける状態ではない。
負債の状況	（負債がある旨の記載なし）
扶養義務者の状況 (参加人の■の部分に限る。)	実態調査の結果、自営の■は赤字続きであり、とても援助できない。
特記事項	参加人及び参加人の■の共有名義の土地上に、参加人名義の建物及び参加人の■所有の建物が建てられており、請求人は参加人名義の建物に居住している。しかし、参加人及び請求人に子がないことから、参加人名義の土地持分及び建物を、参加人の■に譲渡し、その代金として参加人の■は参加人に対し、長年にわたり、月額1万円の支払いを続けてきたため、既に代金は支払済みであって、実質的には参加人名義の土地持分及び建物は、参加人の■

	の所有である旨の参加人の■の主張を容れ、 参加人名義の土地及び建物について所有を容 認し、法第63条による返還請求も予定しない こととした。
--	---------------------------------------------------------------------------------

なお、上記調査書の要否判定調書において処分庁は、住宅扶助費として固定資産税額の月額3,200円のみを計上しているが、遅くとも、平成26年1月分以降については、住宅扶助費として月額46,000円を支給している。

キ 平成21年■月■日付けで、同年■月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人世帯に対し、法に基づく保護を開始した。

ク 平成29年6月29日、処分庁は、参加人名義の委任状に基づき、参加人に係る年金請求を代行して行った。

ケ 平成29年8月15日、処分庁は、同日、参加人に平成24年4月分から平成29年7月分までの間の老齢基礎・厚生年金2,616,764円が支給されたことを把握し、同全額について法第63条に基づき返還を求めることがとし、請求人及び参加人の■に対し、その旨を伝えるとともに、年金書類等の提出を求めた。

コ 平成29年8月■日、参加人の■は、参加人の入院中の雑費に充てる資金として参加人の入院する病院が管理する預り口に、20,000円を入金した。

参加人の■は、これまで上記と同様におおむね月額20,000円を入金していたところ、上記入金を最後に行わなくなった。

サ 平成29年9月28日、処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人と面接した。請求人は、金銭管理は参加人の■が行っている旨、参加人の入院する病院にも参加人の■が時折面会に行っていいる旨を述べた。

シ 平成30年1月4日、処分庁は、参加人の入院先病院から、請求人及び参加人の■が、紙おむつ代・衣類使用料等について、同病院への支払いをすることが困難な状況である旨の報告を受けた。

処分庁は、請求人及び参加人の■からの承諾を得て、平成30年2月分以降から、扶助費の一部を同病院の口座に振り込むこととした。

なお、上記報告のあった平成30年1月末日時点における同病院への未払残高は、157,774円であった。

その後も、処分庁が同病院の口座に振り込んだ扶助費額を超える支払額が累積していく、本件処分の実施年月日の直前である平成30年11月末日時点で未払残高は合計293,402円、本件処分に係る通知書の発出時である平成31年2月末時点では、本件処分に伴う過支給分（本件処分に係る通知書上は100,379円、後見開始申立書添付の預り・支出明細一覧表上は119,696円）を含めると、合計407,267円（後者の119,696円と2月末残高287,571円の合計額）であった。

ス 平成30年、[]、処分庁は、請求人宅を訪問し、請求人に対し、上記ケの参加人に係る老齢基礎・厚生年金に関する法第63条に基づく費用返還金が納付されていない旨、この状況が続くと、保護停止・廃止の可能性がある旨、金銭管理サービスとして、[]が行っている[]の利用について検討して欲しい旨伝えた。

また、同日、処分庁は、参加人の[]に對し、上記ケの参加人に係る老齢基礎・厚生年金に関する法第63条に基づく費用返還金について尋ねたところ、請求人が保護開始前に負った知人に対する借金の返済に充ててしまった旨回答したことから、当該借金の返済を確認できる領収書を提出するよう依頼した(なお、その後、参加人の[]から領収書の提出はなされていない。)。

セ 平成30年10月29日、処分庁は、課税調査の結果、参加人の年金収入について過少申告の疑いを認知した。

シ 平成30年10月30日、処分庁は、年金事務所に対する実地調査の結果、参加人名義の未申告遡及年金が、平成29年9月15日に942,532円、同年10月13日に10,264,743円、合計11,207,275円あることを把握した(以下、この未申告の遡及年金を「本件収入」という。)。

タ 平成30年10月31日、処分庁は、請求人宅を訪問したところ、参加人の[]、本件収入に係る収入申告書及び法第29条に基づく調査に対する同意書の提出を拒否し、参加人の[]が立て替えた借金の返済に、本件収入を使用した旨述べたため、処分庁は、参加人の[]に対し、当該事情を証明する書類の提出を依頼した(なお、その後、参加人の[]から当該書類の提出はなされていない。)。

また、処分庁は、請求人に対して、本件収入に係る収入申告書及び法第29条に基づく調査に対する同意書の提出を求める指導に対し、「高齢のため申告等の難しいことはわからないため、参加人の[]に問い合わせてほしい」旨述べた。

チ 平成30年12月11日、処分庁は、参加人の[]に架電し、本件収入に係る収入申告書及び法第29条に基づく調査に対する同意書の提出を促したが、参加人の[]は、収入申告書及び法第29条に基づく調査に対する同意書の記載も提出も拒否する旨回答した。

ツ 平成31年2月6日、処分庁は、本件収入の取扱いについてケース診断会議を行った。

同会議の結果、申告を拒否し金額も膨大であり、返還の見込みがなく悪質性が高いこと、後記⑥の余剰金により半年以上の生活が維持できると計算されたことから、同年[]月[]日を実施年月日として、遡及して保護廃止とすることとした。

同会議の会議録の主な内容は、おおむね次のとおりである。

① 請求人[]の高齢者世帯である。

- ② 請求人は、訪問時に、話を聞いてもわからない旨繰り返すばかりで認知症の疑いがある。
- ③ 参加人の■は、生活面の援助や金銭の管理を行っているが、金銭的なトラブルを起こすことがある。
- ④ 参加人の■は、本件収入を参加人の口座から引き出し、参加人の■名義の口座に移し、あるいは、参加人の■の経営する■の借金に使っている可能性がある。
- ⑤ 参加人の■に対し、本件収入にかかる申告書類の督促をしたが、同人から拒否された。
- ⑥ 平成29年8月分の遅延年金についても、参加人の■に使用しないよう指導していたにもかかわらず、参加人の■の言い分では借金の返済に使ってしまったということで返還がなされず、処分庁は、その際にも参加人の■に対し、収入申告の指導を行ったが、本件収入に関しても申告を行わなかった。
- ⑦ 本件収入について計算を行った結果、余剰金（本件収入から、法第78条に基づく徴収予定金額9,198,432円を差し引いた残額の趣旨）として、1,927,174円が発生していることが確認された。
- ⑧ 請求人に対し、同意書の記入を請求人に依頼したが「わからない、参加人の■に任せている」と発言し、参加人の■は経過のとおり、同意書への記入を拒否したため、29条調査を行うことができていない。
- ⑨ 現在、参加人の■が参加人の入院している病院の日用品費の支払いを滞納しており、経済的虐待の疑いがあるとして、入院先の病院から高齢者相談課に成年後見人を立てる依頼を行っている。

テ 平成31年■月■日付で、同年■月■日を実施年月日として、処分庁は、請求人世帯に対し、参加人の年金・手当等の収入の増加を理由に、保護廃止決定処分（本件処分）を行った。

本件処分にあたり、処分庁は、請求人世帯について、上記実施年月日時点の保護の要否判定を次のとおり行った。

最低生活費	160,238円	…①
生活扶助費	111,070円	居宅基準生活費 68,860円 生活扶助本体に係る 経過的加算 1,380円 障害者加算イ 14,590円 地区別冬季加算 3,560円 入院患者日用品費 22,680円
住宅扶助費	46,000円	

医療扶助費	2,476 円	12月分診療報酬明細書診療点数に基づく請求人分の自己負担額 なお、参加人分は身体障害者医療費助成制度（マル障）対象者のため計上せず
後期高齢者医療保険料	692 円	
収入充当額	2,073,501 円	…② 剩余金を除く合計は146,327 円
厚生老齢年金 (請求人)	78,130 円	
企業年金(請求人)	15,267 円	
企業年金(請求人)	181 円	
厚生老齢年金 (参加人)	52,749 円	
剩余金(参加人)	1,927,174 円	
要否判定	① ≤ ② (②-①=1,913,263 円)	

ト 平成31年3月29日付で、[]は、参加人に対し、次の内容の法第78条に基づく徴収金決定処分を行った。

実際収入額	11,125,597 円
未申告額	11,125,597 円
実際収入額と本件収入受領時から生活保護廃止までの生活保護受給額（平成29年9月～平成30年11月）の差額	1,927,174 円
法第78条による徴収金額	9,198,423 円

ナ 平成31年3月29日付で、[]は、[]家庭裁判所[]に対し、参加人について後見開始の審判を求める旨の申立てを行った。

同申立て書の内容は、おおむね次のとおりである。

後見人候補者	弁護士を希望する。
申立ての理由	参加人は[]ため、昭和63年から現在の病院に入院中である。加齢に伴い、判断能力が低下しており、現在は寝たきりの生活で意思表示すらも難しい状況にある。これまでには参加人の[]が参加人の入院費等の金銭管理支援を行っていたが、平成29年9月以降、これらの入金が滞り

	始め、連絡が取れなくなる。関係者が連絡を試みるも反応がなく、また連絡が取れても高圧的な態度を取られ支援の必要性などについて理解を得ことができない。参加人の妻である請求人は高齢のためすべてを参加人の■に委ねており、協力を求めても参加人の■が対応するため、問題解決にいたらない。現在医療費等の未払金が発生しており早急な金銭管理や身上監護において支援が必要だが、参加人では行えず、また親族からの援助を得ることもできないことから、成年後見市長申し立てを行うもの。
今特に困っていることや、家庭裁判所に注意してほしいことなど	年金が振り込まれている参加人の通帳を参加人の■が所有しているため、現在の預貯金状況等が不明である。また医療費等の支払が滞っているため、審判が確定しだい速やかに年金（遡及分を含む。）が本人のために使用できるよう手続を行っていただきたい。
財産目録のうち、不動産、預貯金・現金等の資産	いずれも不明
負債	債権者名：参加人の入院先病院 種別：医療費・リース代 残額：457,171円
定期的な収入	不明
定期的な支出 (今後1年間の見込み)	参加人の入院先病院への支払分（医療/入院費、おむつ代、リース代、小遣い管理料）： 1,416,800円 生活費：36,000円 年額合計：1,452,800円

また、上記申立書に添付された平成31年■日付け診断書の内容は、おむね次のとおりである。

診断名	
精神上の障害の程度	重度。現在重度の欠陥状態。寝たきり。発語はあるが会話はできない。

現在の状態	植物状態に準ずる。移動は自力でできない。寝たきり状態である。声を出しても意味のある発語ができない。会話ができない。経管栄養。摂食は自力でできない。尿失禁状態。
所見	■年以降入院して以来、入退院を繰り返す。昭和63年以来当院に入院継続。
回復の可能性	全くない。
判断能力の程度	後見程度
判定の根拠、説明	年齢や経験の記憶がない。言語による意思疎通ができない。場所や時間の見当識がない。身体動作による意思疎通ができない。計算はほとんどできない。自分の家族の区別がつかない。理解力、判断力が極めて障害されている。長谷川式認知スケールを実施することができない。

二 平成31年■月■日付で、請求人は、神奈川県知事に対し、本件処分の取消しを求めて審査請求を行った。

又 令和元年5月15日付で、上記ナの申立てに基づき、参加人に弁護士の後見人が選任された。

ネ 令和元年■月■日、請求人は、処分庁に対し、生活保護開始の申請を行った。これに対し、処分庁は、上記アの保護期間中と異なり、請求人と参加人は同一世帯と認定せず、扶養義務者である参加人の本件収入等について調査をせずに、■を実施年月日として、請求人対し、法に基づく保護を開始した。

ノ (ア) 平成29年8月15日に上記ケの年金2,616,764円が振り込まれた参加人名義の預金口座(以下「預金口座1」という。)から、同年9月1日に100,000円、同月9日、10日、11日、12日、13日に各500,000円、9月14日に17,000円が引き出され、同日の残高は358円になっている。

(イ) 本件収入のうち、平成29年9月15日に振込のあった942,532円も、預金口座1に振り込まれているが、同口座から、同月29日に合計124,000円、同月30日に500,000円、同年10月1日に348,000円が引き出され、同日の残高は782円となっている。

(ウ) 本件収入のうち平成29年10月13日に10,264,743円が振り込まれた参加人名義の預金口座(以下「預金口座2」という。)から、同月14日に500,000円、同月16日に9,765,743円が他口座へ振替がなされており、同日の残高は0円となっている。

- (エ) なお、上記(ア)ないし(ウ)以後平成30年11月末日までの間、預金口座1・預金口座2のいずれにも、上記の年金及び本件収入に相当する金員が再度預け入れられたような履歴は見当たらない。
- ハ (ア) 保護開始当初から一貫して、処分庁は、参加人の病状等から、生活保護実施に關わる説明や指導を参加人が正しく理解し履行することは困難であると判断したため、参加人に対してではなく、参加人の入院先の病院の職員及び参加人の■に対して説明や指導を行い、保護の実施に關わる変更申請等の手続は、入院先の病院の職員及び参加人の■が行っていたと認識しており、参加人本人が作成したことが確認できる届出書や変更申請書等は見当たらない。
- (イ) 処分庁は、請求人に係る届出や変更申請等についても、請求人が「金銭管理はすべて参加人の■に任せている。」「難しいことは参加人の■に任せている。」旨の発言をしていたことから、参加人の■が代筆して行っているものと認識しており、請求人本人が作成したことが確認できる届出・変更申請書等は見当たらない。
- ヒ 平成26年6月30日付けの「生活保護法の一部改正による生活保護法第29条第2項の創設に伴う同条第1項に規定する関係先への調査実施に関する留意事項通知」(以下「留意事項通知」という。)によれば、改正の概要は、①調査対象者に「被保護者であった者(保護が廃止された者)及びその扶養義務者」を追加したこと、②調査事項に「就労又は求職活動の状況、健康状態、支出の状況等」の事項を追加したこと、③官公署に対し、一定の範囲の情報について回答を義務付けたことであり、当該調査範囲等の変更等に伴い、同意書の様式も改正したことから、現に保護を受けている者についても、適宜、様式変更後の同意書の提出を求めることとするとされている。

3 審理関係人の主張の要旨

(1) 請求人の主張の要旨

次の理由により、本件処分を取り消すとの裁決を求める。
何の説明もなくいきなり保護を止められた。参加人は、現在も精神病院に入院している状況なので保護を再開してほしい。

(2) 処分庁の主張の要旨

次の理由により、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。
ア 多大な遅延年金を受領しながら申告を行わず生活保護を受給し続けることは社会通念上決して看過できるものではない。

- イ 当該世帯は適正な保護の実施のために必要となる収入申告や資産調査のための同意を忌避し、金員の具体的な使途について合理的な説明も行っていない。また、被保護者でない参加人の■が主導的な立場にあることから実施機関の指導・指示による改善が見込めないことから、状況を総合的に勘案し、やむを得ず職権で収入認定をおこなったものである。
- ウ 今回、遡及年金の支給実績によれば当該世帯に保護基準を超える収入および累積金があることが想料されたことから、法第8条により、支給された年金額と支弁した生活保護費を対比し、なおも余剰と算定された金員の収入充当によって要否判定を行い、生活保護廃止処分を決定したもので、処分庁が行った本件処分には、違法若しくは不当な点は認められないため、本件審査請求は棄却されるべきである。
- エ 処分庁で用いている同意書については、生活保護法施行細則準則に示されているひな型に倣い「私等（私及び私の世帯員）が同意している旨を官公署等又は銀行等に伝えて構いません」としており、請求人による記入が可能であることから、請求人及び参加人が「すべてを委せている」旨を述べている参加人の■に同意書の提出を求めた（法第29条に基づき実施する照会は、被保護者の同意は要件ではないが、照会先から提出を求められることが一般的である。）。
- オ 参加人の■による調査への非協力的な姿勢により、上記ウの余剰と算定された金員が現に請求人及び参加人が活用可能な状態として存在することの確認はとれていない（本件収入にかかる振込があった事実、請求人及び参加人の生活のために多大な支出を伴った様子が生活状況から窺えないこと、参加人の■の主張する費消事実を証する資料が存在しないこと等を総合的に勘案して当該余剰金の算定を行ったもの。）。

（3）参加人の主張

- ア 参加人は、昭和■年から入院しており、その後相模原市長の申立により、令和元年■月■日付で、■家庭裁判所より成年後見人として選任された。
- 選任後、成年後見人が、参加人と面会した際には、会話 자체が成り立たず、意思疎通ができない状態であった。
- そのような中で、本件処分がなされるに至った経緯や事情について、参加人は認識していないと思われ、当然成年後見人も認識していない。
- イ 成年後見人は、選任後、参加人の■と会い、参加人名義の預金口座がある金融機関から取引明細を取得し職員から事情聴取し、日本年金機構に赴き資料取得等行った。そのような中で、参加人の老齢基礎年金・老齢厚生年金について、参加人の■により年金請求が行われ、それに基づいて少なくとも11,207,275円の

めま・権
びとつ逃る

てまか司思・さ・ニ・長主

き日・主・ト・シ・

支給がなされている。もっともそのほとんどについて、参加人の■名義の口座に移されており、成年後見人が就任事後、預金口座の名義変更を行った際には、参加人名義の預貯金残高は0円であった。

ウ なお、処分庁は、現在参加人については、経済的困窮を窺わせる訴えはない旨主張しているが、当該主張は、前提事実の不知からなされている。

参加人は、本件処分以前から、入院に付隨する実費について一定の時期以降の支払いを行えておらず、また、取消処分以降は、それに加えて、心身障害者医療費助成制度（マル障）にて助成されない費用の負担も求められており、それも支払いができない状況である。■市において、上記助成以外に何らかの対応をしてもらえるならばともかく、そのようなことは断じてないので、敢えて何らの訴えもしていないだけである。

エ 法律上はともかくとして、あくまで参加人の成年後見人という立場からすれば、参加人が受給した年金については、参加人の■により請求が行われ、結果として、それらは参加人の■がほぼ全て取得していると思われる。すなわち、本件処分の原因については、参加人の関与は認められないといえる。それにもかかわらず、参加人の生活を困窮させるような処分が行われたことは極めて遺憾であるといえる。したがって、請求人が提起した本件審査請求については認められるべきである。

・ なお、現在参加人の預金口座等の財産管理はすべて成年後見人が行っており、参加人の■は一切関知できなくなっていることは付言しておく。

4 理由

(1) 保護の補足性の原理、程度の原則

法による保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるもの最低限度の生活の維持のために活用することを要件として（法第4条第1項）、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行われるものである（法第8条第1項）。

したがって、生活に困窮する者に、法第4条第1項にいう「利用し得る資産」があると認められる場合、当然これを自身の最低限度の生活の維持のために活用することが求められる。

(2) 法第26条に基づく保護廃止決定処分について

ア 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。（後略）」と規定している。

イ 次官通知第10は、保護の決定につき、保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入充当額との対比によって決定することとしている。

そして、課長通知第10問4は、保護開始時の要否判定を行う際の上記次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは、生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日付け厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）別表第1生活扶助基準、同第3住宅扶助基準、同第4医療扶助基準などを指すとしている。

また、課長通知第10問6は、「保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行うものであるか。」との問につき、「保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（中略）との対比によって判定するものであること。」としている。

ウ そして、課長通知第10問12は、保護を廃止すべき場合につき、①当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じない限り、保護を再開する必要がないと認められるとき、②当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるときの2つの場合としている。

ただし、保護を要しなくなった日の属する月が、保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3か月以前であるときは、保護を要しなくなった日から3か月までの間に係る保護の費用について法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の停廃止を行うこととしている。

（3）本件処分の適法性について

ア 本件処分は、平成30年10月30日に、処分庁が、平成29年9月15日及び同年10月13日に参加人名義の未申告の遡及年金合計11,207,275円（本件収入）が支給された事實を把握したことから（前提事実）、本件処分が行われる日の属する月である平成31年2月時点において遡及可能な前々月である平成30年[]日を基準時（実施年月日）として、本件収入から法第78条に基づく徴収金決定額を除いた剰余金等（当該剰余金の額は、本件処分に係る保護の要否判定における処分庁の計算では、1,927,174円とされている（前提事実テ）。以下、

当該剰余金を「本件剰余金」という。)を収入認定して行った保護の要否判定に基づき行われたものである(課長通知第10問12ただし書)。

イ 本件余剰金は遡及年金(本件収入)であるところ、当該遡及年金は、次官通知第6にいう「他の法律又は制度による保障、援助等」に該当するものとして、局長通知第6により特にその活用を図ることとされている厚生年金保険法及び国民年金法に基づき支給された年金収入であって、法第4条第1項にいう「資産、能力その他あらゆるもの」に該当するものであるから、保護の要否判定にあたり収入認定されるべき資産であることは当然である。

そして、本件収入のような年金収入は、被保護者名義の預金口座に振り込まれるのが通常であることから、振込後の年金収入は、被保護者が「利用し得る」状態であると評価されるのが通常である(法第4条第1項)。

ウ しかしながら、本件余剰金の収入認定については、処分庁が本件余剰金に関して行うべき調査を尽くしたとは認められず(後記(4))、本件剰余金が、本件処分により保護が廃止された平成30年12月1日時点において、請求人世帯における生活費として「利用し得る」資産として存在していたかについては重大な疑義があったといえることから(後記(5))、本件剰余金を収入認定し保護の要否判定がなされた結果、保護を不要と判断した本件処分は、その余の点を検討するまでもなく、違法である。

以下、詳述する。

(4) 本件剰余金に係る処分庁の調査について

ア 本件において処分庁は、参加人の■の調査に対する非協力的な姿勢により、本件剰余金が現に請求人及び参加人が活用可能な状態として存在することの確認が取れていないことを前提に、平成29年8月15日の2,535,086円、同年9月15日の942,532円、同年10月13日の10,264,734円の各振込みがあったこと、請求人及び参加人の生活のために多大な支出を伴った様子が生活状況から窺えないこと、参加人の■の主張する費消事実を証する資料が存在しないこと等を総合的に勘案し、当該振込と生活保護費の対比によって本件剰余金の算定を行ったと主張している(前記3(2)オ)。

イ しかしながら、処分庁の上記主張自体から明らかなどおり、本件剰余金は、現に活用可能な状態として存在することの確認が取れていない以上、あくまでも年金調査に対する実地調査の結果判明した受給額(本件収入)から法第78条に基づく徴収金決定額差し引いた単なる計算上の数額として把握されているものに過ぎない。

ウ この点、本件において処分庁は、参加人の■の調査に対する非協力的な姿勢、具体的には、留意事項通知による改正後の法第29条の調査に係る同意書が請求

人及び参加人の■から徴求できなかつたことを理由に、本件剰余金が現に活用可能な状態として存在することの確認が取れなかつたとしている。

エ そこで検討すると、処分庁が行おうとしていた調査は、参加人名義の資産・収入に関するものであることから、当該調査に関する有効な同意をすることができるるのは、参加人本人ということになる。

そして、参加人の■が参加人の後見人に選任されているといった事情がない本件においては、処分庁が参加人名義の資産・収入の調査にあたって、参加人の■に対して求められる協力とは、当該調査を開始するための端緒として参加人に関する生活状況や経済状況等の事情を聴取する等の事実上の協力に留まり、このような事実上の協力についても、後記(5)で述べるように、参加人の■が、本件収入を含む金銭を請求人世帯における生活の保障と自立の援助という生活保護本来の目的以外のために費消等していた可能性が低いとはいえないことからすれば、現実的な期待可能性としてなかつたと評価せざるを得ない(なお、処分庁は、『参加人が「すべてを委せている」旨を述べている参加人の■との主張をしているが(前記3(2)エ)、処分庁が、参加人からそのような意思確認をした事実は認めがたく、仮に、従前そうした意思確認ができたことがあったとしても、参加人の合理的な意思解釈として、参加人名義の多額の年金収入を管理していくながら処分庁に申告をせず、費消してしまったと述べているような事情(前提事実ケ、同ス、同ソ及び同タ)があつた後もなお、そのような包括的な委任の意思があるものとは解されない。)。

また、世帯主兼参加人の配偶者である請求人が資産や収入の管理や生活保護に関する手続を参加人の■に委ねていたとしても、このこと自体から直ちに、参加人名義の資産・収入の調査に係る同意をすることができる法的根拠を見出すことは困難といわざるを得ない。

加えて、請求人が、参加人の■の意に反して、参加人の■が管理する参加人名義の年金書類や通帳等を入手して提出すること、あるいは請求人自ら参加人の入院先の病院に赴き、参加人に対して、本件収入に関する事情や生活保護法における申告義務、参加人の■の状況等を説明して、同人から法第29条に基づく調査の同意を得ることを求めるることは、保護開始当時からの経緯及び請求人の年齢や能力的な観点からも、現実的な期待可能性としてなかつたと評価せざるを得ず、処分庁もそのことを認識していたといえる(前提事実エ、同オ、同カ、同ス、同タ及び同ソ)。

オ 少なくとも、処分庁が、参加人に法第29条に基づく調査に同意する能力があると判断していたのであれば、30年以上同一の病院に入院をしており、従前から参加人に係る保護変更等の申請等に関与し、参加人の■の直近の行状につい

ても把握していた参加人の入院先の病院職員（前提事実ア、同シ及び同ハ）の協力を求め、参加人から直接同意書を取得するよう努めることも想定され得る。

また、保護開始時に既に取得していた同意書（前提事実オ）が有効なものであると処分庁において判断するのであれば、留意事項通知による同意書の様式の変更があったとしても、本件収入に関し必要となる調査の範囲は、従前の同意の範囲を超えるものではなく、その範囲内において同意はなお有効であると解されること、本来的に法第29条の調査に被保護者の同意は要件とされていないことから、金融機関に事情を説明の上、保護開始時に既に取得していた同意書をもつて調査依頼は行ってみるべきであったと解される。

あるいは、処分庁において上記同意書では金融機関から回答を拒絶される蓋然性が高く、留意事項通知による改定後の同意書を添付することが必要不可欠であると判断するのであれば、実際に本件において行われているように、調査が必要であると判明してから可能な限り早く参加人について後見開始の審判の申立てがなされるよう関係機関と連携し、後見人に対し、同意を求めるべきであったと解される。

カ 以上述べたことからすれば、処分庁が、参加人の■及び請求人に対して行った調査協力及び同意書の提出依頼のみで保護の要否判定に関して行われるべき調査を尽くしたとはいい難い。

（5）本件剩余金が保護廃止時（平成30年■月■日）に「利用し得る」資産として存在していたかについて

ア 本件剩余金の算定の基礎である本件収入は、処分庁の課税調査を端緒として、参加人名義の口座に振込まれてから約1年経過後に発覚し（前提事実セ及び同ソ）、本件処分は、本件収入の発覚後さらに約5か月経過後に行われているものであること（前提事実テ）、請求人及び参加人の両者いずれも、本件収入を管理する能力を有していたかについては疑義があること（前提事実オ、同サ、同タ及び同ツ）、これらの事情と保護の廃止が請求人世帯の生活に重大な影響を及ぼすものであることを併せて考えれば、本件処分により保護が廃止された平成30年■月■日時点において、本件剩余金が請求人世帯における生計費として「利用し得る」資産として存在していたかについては慎重に検討する必要がある。

イ そこで検討すると、参加人の■は、参加人の通帳を管理し、参加人の入院先の病院に対する支払いを行うなど請求人世帯における本件収入を含む金銭の管理・処分を事実上行っていたところ（前提事実コ及び同ナ）、参加人の■は、自営の■において赤字を抱えていたこと（前提事実カ）、平成29年8月■日を境に参加人に係る入院雑費の支払いを滞るようになり、未払残高が累積していったこと（前提事実コ及び同シ）、平成29年8月15日支給の参加人に

係る老齢基礎・厚生年金について、借金の返済に充てた旨回答しているものの、当該返済を裏付ける領収書は提出されていないこと（前提事実ス）、本件収入に係る収入申告書及び同意書の提出を拒否していること（前提事実タ及び同チ）、自身が立て替えた借金の返済に本件収入を費消した旨述べているものの、当該事情を証明する書類の提出はないこと（前提事実ク）からすれば、参加人の■が、当該金銭を、請求人世帯における最低限度の生活の保障と自立の助長という生活保護本来の目的以外のために費消等していた可能性は決して低いとはいえない。

そして、処分庁も、上記の可能性を認識しており（前提事実ツ）、本件処分の時期と近接して行われた■による後見開始の審判の申立においても、本件収入について、参加人のために使用されていない状況が続いていたことが同申立に及んだ主たる理由であることが示されている（前提事実ナ）。

実際、本件処分後に確認できた事情ではあるが、平成29年8月15日支給の参加人に係る老齢基礎・厚生年金及び本件収入のいずれも、本件処分により保護が廃止された平成30年■月■日時点において、参加人名義の口座には残っておらず、本件余剰金に相当する残高は存在していなかった（前提事実ノ）。

なお、処分庁が本件処分において考慮している、請求人及び参加人の生活のために多大な支出を伴った様子が生活状況から窺えないこと、参加人の■の主張する費消事実を証する資料が存在しないことといった事情はいずれも、参加人の■が上記目的以外のために費消等していた可能性を覆すに足りない。

ウ 以上からすれば、本件収入から法第78条に基づく徴収金決定額を除いた余剰金（本件余剰金）が、本件処分により保護が廃止された平成30年■月■日時点において、請求人世帯における生計費として「利用し得る」資産として存在していたかについては重大な疑義があつたといえる。

（6）小括

以上述べたとおり、本件余剰金の収入認定については、処分庁が本件余剰金に関するべき調査を尽くしたとは認められず、本件余剰金が、本件処分により保護が廃止された平成30年■月■日時点において、請求人世帯における生活費として「利用し得る」資産として存在していたのかについて重大な疑義があることから、本件余剰金を収入認定し保護の要否判定がなされた結果、保護を不要と判断した本件処分は、その余の点を検討するまでもなく、違法である。

（7）結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、本件処分は取り消されるべきである。

別紙2

ア 法

(保護の補足性)

第4条 保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものと、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。

2・3 (略)

(用語の定義)

第6条 この法律において「被保護者」とは、現に保護を受けている者をいう。

2 (略)

3 この法律において「保護金品」とは、保護として給与し、又は貸与される金銭及び物品をいう。

4・5 (略)

(基準及び程度の原則)

第8条 保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。

2 (略)

(実施機関)

第19条 都道府県知事、市長(中略)は、(中略)この法律の定めるところにより、保護を決定し、かつ、実施しなければならない。

一・二 (略)

2・3 (略)

4 前3項の規定により保護を行うべき者(以下「保護の実施機関」という。)は、保護の決定及び実施に関する事務の全部又は一部を、その管理に属する行政に限り、委任することができる。

5~7 (略)

(保護の停止及び廃止)

第26条 保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもって、これを被保護者に通知しなければならない。第28条第5項又は第62条第3項の規定により保護の停止又は廃止をするときも、同様とする。

イ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和36年4月1日付け厚生省発社第123号厚生事務次官通知。別紙1において「次官通知」という。)

第6 他法他施策の活用

他の法律又は制度による保証、援助等をうけることができる者又は受けることができると推定される者については、極力その利用に努めさせること。

第8 収入の認定

1～2 (略)

3 認定指針

(1) (略)

(2) 就労に伴う収入以外の収入

ア 恩給、年金等の収入

(ア) 恩給、年金、失業保険金その他の公の給付(中略)については、その実際の受給額を認定すること。(後略)

(イ) (ア) の収入を得るために必要な経費として、交通費、所得税、郵便料等を要する場合又は受給資格の証明のために必要とした費用がある場合は、その実際必要額を認定すること。

イ～エ (略)

(3)～(5) (略)

第10 保護の決定

保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と、第8によって認定した収入(以下「収入充当額」という。)との対比によって決定すること。(後略)

ウ 生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日付け社保発第246号厚生省社会局長通知。別紙1において「局長通知」という。)

第6 他法他施策の活用

次に掲げるものは、特にその活用を図ること。(中略)

1～15 (略)

16 厚生年金保険法

17～22 (略)

23 国民年金法

24～39 (略)

エ 生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。別紙1において「課長通知」という。）

第10 保護の決定

問4 保護開始時の要否判定を行う際、次官通知第10にいう「当該世帯につき認定した最低生活費」とは具体的に如何なる費目を指すのか。

答 次に掲げる費目を指すものであること

ア 保護の基準別表第1生活扶助基準（略）並びに（中略）及び局長通知第7の2の（5）アの（カ）（ただし、紙おむつ、貸おむつ又はおむつの洗濯代が必要と認められる場合に限る。）

イ （略）

ウ 保護の基準別表第3住宅扶助基準及び局長通知第7の4の（1）のオ（後略）

エ 保護の基準別表第4医療扶助基準

オ～キ （略）

問6 保護受給中の者の収入が保護開始時の要否判定に用うべき最低生活費をこえるに至り保護の廃止を必要とする際には、最低生活費及び収入については開始時と同様の取扱いによって認定して保護の要否判定を行うものであるか。

答 保護開始時と異なり、現に保護受給中の者については、保護の実施要領の定めるところに従い、当該時点において現に生じている需要に基づいて認定した最低生活費と収入充当額（勤労に伴う必要経費のうち基礎控除については、局長通知第10の2の（1）に定める別表2に定める額）との対比によって判定するものであること。

問12 法第26条の規定により保護の停止又は廃止を行う場合の取扱いの基準を示されたい。

答 1 （略）

2 保護を廃止すべき場合

（1）当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、以後特別な事由が生じないかぎり、保護を再開する必要がないと認められるとき。

（2）当該世帯における収入の臨時的な増加、最低生活費の臨時的な減少等により、以後おおむね6か月を超えて保護を要しない状態が継続すると認められるとき。

なお、以上の場合における保護の停止又は廃止は保護を要しなくなつた日から保護の停止又は廃止を決定した日の属する月の3ヵ月以前であるときは、保護を要しなくなつた日まで遡及して保護の停廃止を行うこ

となく、保護を要しなくなった日から3か月までの間に係る保護の費用について、法第63条又は法第78条の規定により費用を徴収することとし、前々月の初日をもって保護の終廃止を行うこと。

才 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）

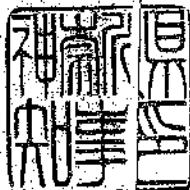
(適用除外)

第6条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、都道府県が当該都道府県内の市町村とともに行う国民健康保険（以下「都道府県等が行う国民健康保険」という。）の被保険者としない。

一～八 (略)

九 生活保護法（中略）による保護を受けている世帯（その保護を停止されている世帯を除く。）に属する者

十・十一 (略)



力 [REDACTED] 市福祉事務所設置条例（[REDACTED] 年条例第 [REDACTED] 号）

(設置)

第1条 (略)

2 前項の福祉事務所の名称、位置及び所管区域は、次のとおりとする。

名称	位置	所管区域
[REDACTED] 福祉事 務所	[REDACTED]	[REDACTED] の区域
(以下略)	(以下略)	(以下略)

キ 福祉事務所長事務委任規則（[REDACTED] 市規則第 [REDACTED] 号。別紙1において「委任規則」という。）

(生活保護法に係る事務委任)

第2条 生活保護法（昭和25年法律第144号）第19条第4項及び第55条の4第2項（同法第55条の5第2項において準用する場合を含む。）並びに地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により、次に掲げる事務を所長に委任する。

(1)～(3) (略)

(4) 生活保護法第26条に規定する保護の停止及び廃止に関する事務。

(5)～(23) (略)